

書 評

中澤信彦・桑島秀樹編
『バーク読本——〈保守主義の父〉再考のために——』
(昭和堂、2017年)

森 直 人

はじめに：本書のプロジェクトと本書評の視角について

本書は、十八世紀ブリテンの思想家・政治家エドモンド・バークについて、関連する分野の専門研究者が結集して編んだ野心的な作品である。本書に込められた気概は、学部学生をも対象とする「ガイドブック」を提供すると同時に、最新の研究動向を踏まえた専門的な探求を通じて「問題群としての」バークを示そうとする姿勢に、さらには「保守主義の父」というステレオタイプに代わるバークの「等身大」の「全体像」を提示しようとする序章（中澤信彦）の言明に表れている（本書 pp.1-13）。

かくして本書は、「バークを論じるのであれば」最低限必要となるような基本的な情報をテーマ別に配列するという構成を取りながら、同時にこれまで研究が立ち遅れてきた著作やテーマについても深く掘り下げる。あるいはバークの膨大なテキストの三分の一を占めるインド論が英印双方の歴史的背景とともに時系列的に追跡され（第3章）、あるいはバークの幼少期の「隠蔽された」とも言いうるアイリッシュ・カトリック文化圏の影響が示され（第5章）、さらには帝国統治をめぐる現実政治と虐げられる人々への共感との間のナイフの刃を渡るような彼の議論の様相が分析される（第11章）。さらには保守主義者バークという解釈そのものが歴史的に（人為的に）構築され定着して行くプロセスが批判的に検討され（第1章）、その上で、複数の章にわたってバーク思想の諸相を貫く中心線が、古来の国制の下での文明化という形で探求されて行く（特に第2、7、8、補論、10章など）。以上を踏まえて序章が示す本書のプロジェクトは、「保守主義の父」というステレオタイプに代わって「生涯を通して『人類の文明化』を希求しそれを理論的・実践的に問い続けた、〈一八世紀ブリテンが生んだ偉大な啓蒙思想家・社会学者〉」というバーク像を提示する点にある（p.13）。

こうした本書の野心的な探求に対して、バークの専門研究者ではない評者が論じうる点は限られる。当然ながら、本邦初の総合的な入門書であると同時に極めて専門性も高い本書だ

けに、検討されるべき論点それ自体は多岐にわたる。試みに例示すれば、本書もその内容を意識する *The Cambridge Companion to Edmund Burke* との比較・検討、中野好之や岸本広司、半澤孝磨ら本邦の先駆的な諸研究との継承と革新のあり方、そしてより一般的な言論界に対して本書が投げかける問いについて、議論が必要となるだろう。しかしこれらの論点については、評者よりも、広がりを見せつつあるバーク研究の専門家や、より一般的な関心からバークを扱う論者によって、はるかに的確に議論されうるし、実際にそうなるだろう。

評者は、バークの同時代人でスコットランド生まれの哲学者・歴史家デイヴィッド・ヒュームを専門の研究対象としている。この書評では、同時代を生きたもう一人の思想家、その思想の巨大さ、複雑さ、後世への影響においてバークと比較されうる思想家を研究する者の視点から、本書の探求の成否を見極め、その意義とさらに議論されるべき論点を考察することとしたい。具体的に以下の三点を中心に検討しよう。第一に、上の視点から見て本書の議論の中で特に示唆的な内容はどこにあるか。第二に、各章の内容の間にはどのような相互連関があるか、あるいは今後どのような対話と議論が開かれる可能性があるか。第三に、以上を踏まえて本書序章に示されたプロジェクトの現段階での成否は、どのように判断できるか。結論を先取りすれば、本書の議論は極めて示唆的で重要な内容を多く含むものの、各章が踏み込んだ内容を持つだけにその相互の対話が開く可能性は汲み尽くされてはおらず、むしろ本書を起点として今後さらに広く深く議論されて行くべき段階にある、と評者は考える。その意味で、本書は「保守主義の父」という単一のバーク像を相対化し、「問題群としてのバーク」を提示することには高度に成功しているが、「等身大」の「全体像」へと読者を導くガイドブックとなるためにはさらに活発な議論を要するものと思われる。その可能性の追求は単に読者に委ねられるべきものではなく、問題群を提示した執筆者たち自身によってもさらに遂行されるべきだろう。

本書の構成と概要について

以上の検討に進むための前提として、まず本書の構成と各章の内容について手短に見ておこう。本書は、序章を別にすればテーマ別の4部構成となっており、各部は3つの章からなる（第Ⅲ部のみ、2つの章と補論によって構成されている）。

第Ⅰ部は「バーク研究の基本問題」と題され、「保守主義の父」というバーク像を相対化するための三つの問題が論じられる。第1章（犬塚元）ではこのバーク像それ自体の歴史的形過程が検討される。第2章（真嶋正己）は、バーク解釈上の重要論点としての彼の「一貫性」——特にアメリカ独立革命とフランス革命に対するバークの立場のそれ——の問題が論じられる。第3章（荻谷千尋）では、バークのインド論について、その全体像と時系列的

な変化とが、政治史的な背景とともに検討される。

第Ⅱ部「初期バークの基本問題」は、政界進出以前の文人バークに焦点を当て、彼の人格形成期や初期著作の特質と意義について論じている。第4章（桑島秀樹）では、バークの出世作『崇高と美のわれわれの観念の起原をめぐる哲学的探究』が18世紀ヨーロッパの標準的な美学観との関連で検討され、バーク独自の思考法が抽出される。同じ著者による第5章は、バークのアイリッシュネス、とりわけ幼少期のゲーリック・カトリックとのつながりを主題とする。第6章（佐藤空）では、同じく初期バークが残した歴史叙述を中心に、バークにおける歴史叙述の特質と意義が、同時代の歴史叙述との対比の中で議論される。

第Ⅲ部「バーク経済思想の基本問題」は経済思想家としてのバークに焦点を当てる。第7章（佐藤空）では彼の経済論が広く検討され、その本質が、アダム・スミスのな自由放任ではなく、古来の国制など様々な制度への適合性の重視にあることが論じられる。これと関連しつつ、第8章（立川潔）は、公信用が古来の社会構造に及ぼす危険を認識しつつ、名誉革命体制の対外的防衛のためにそれを抑制しながら活用しようとするバークの複合的な言説のあり方を詳論する。補論（真嶋正己）では、アイルランド貿易制限緩和問題に対するバークのスタンスが論じられる。

第Ⅳ部「バーク法思想・政治思想の基本問題」は、契約論、国家論、国際関係論の三点に絞って議論を展開する。第9章（高橋和則）では、バークと社会契約論の関わりについて先行研究の整理が行われる。第10章（土井美德）では、バークの古来の国制論と文明化との連関が検討され、序章で提示されたバーク文明社会論の構図が包括的に論証される。第11章（角田俊男）は、ヨーロッパ国際秩序とブリテン帝国統治をめぐるバークの議論を主題とし、その言説の複雑な様相を検討している。

バークにどのようにアプローチするか：1・4・5・11章が提起する諸問題

この本書の概要を前提として、以下では本書の構成から独立した、いささか自由な形で、評者にとって特に示唆的な内容を各章から抜き出し、他の章の議論との相互関係について検討を加えてみたい。まずは、その思想の複雑さ、複合性を1つの特質とするバークという思想家にアプローチする上で非常に重要な知見を含むものと思われた第1・4・5・11章の内容から見てみよう。

第1章は、「保守主義の創設者」バークという理解の歴史的形成過程の探求を通じて、この理解の根本的な相対化に成功していると評者は考える。犬塚は、英米両国において、それぞれの時代状況のそれぞれの立場に基づいて保守主義を新たに自己定義しようとした様々な論者たちの営みを詳述し、それにより近代に入って新たに創造された保守主義の歴史こそが、

遑ってバークを保守主義の創設者とする理解を生み出したことを明らかにする（pp.26-34）。そしてさらに、このような形で「保守主義の歴史」が生成する歴史的なプロセス、言わば歴史の歴史を見わたしつつ、そこに現れる多様で互いに対立も含むような保守主義の諸理解の集成を、思想史が対象とすべきポリフォニックな（多声的な）保守主義像として再提示する（p.36）。本章のこうした内容を参照した後は、保守主義の自明の創設者としてバークに言及することは困難となるだろう。しかし同時に本章の内容は「保守主義の創設者」バークという語りが歴史的に実在し作用を及ぼしたことを否定するものでもない。その意味で、保守主義者バークという像に対して、藁人形への攻撃とは異なる根本的な相対化を本章は遂行したと言える。こうした相対化は、犬塚の意図はさておき、「保守主義の父」に代えてバークの「等身大」の「全体像」を示そうとする本書全体のプロジェクトに対しても、内的な緊張をもたらすように思われる。

次に第11章の内容を見てみたい。本章では、国際関係をめぐるバークの議論において、当時用いられていた複数の言説が、時に不整合や偏りを帯びながら、緊張に満ちた形で全体の議論を形作っていることが明らかにされる。

少し詳しく見てみよう。バークの議論の構成要素となるのは、主にフランス世界君主政に対抗してヨーロッパの自由を守るというブリテンのウィッグ主義的言説と、法と文明で結ばれた主権国家の連合体としてヨーロッパ国際関係を描くユトレヒト啓蒙の言説である（pp.270-2）。これを用いてバークは、革命フランスが古来の習俗と文明を共有するヨーロッパから逸脱したと論じ、ブリテンがヨーロッパ文明の守り手としてフランスの世界支配戦略に対抗するという図式を描き出す。この図式の意図は国内世論を対フランス戦争へ、ヨーロッパ諸国を反フランス同盟へ結集することにあるが（pp.273-6）、そのために彼は「国内体制で国際関係を置き換えた特殊な国際社会像」、すなわち地域的な差異を消去した形で古来の国制を共有する文明的な「ヨーロッパ共同体」の言説に傾斜したことが指摘される（pp.276-7）。併せて、こうした文明意識が一定程度、覇権を争う帝国間の現実政治を緩和しうるにせよ、同時に文明外部に対してはヨーロッパ中心の階層秩序を非対称的に押し付ける「文明の限界と偏り」を持つことが明瞭に指摘される（p.278）。

本章によれば、ヨーロッパ国際秩序に関するこうした言説の複合性と問題性は、インド論に見られるバークのブリテン帝国統治理解にも反映されている。一方には被治者の利益を重視するブリテン帝国の法の支配を強調する言説がある。それは具体的にはインドの古来の国制の尊重、その苦しみへの共感と、その共感に基づくブリテンにおけるインドの「実質的」代表の論理からなる、共感と人道の帝国統治の言説である（pp.279-84）。しかし他方でバークは、特に習俗の相違によりこうした共感に限界があることを自覚して、実質的代表の不可

能性とインド藩王国による主権の行使の可能性へと議論を進める（pp.279、285-6）。こうした複合的な議論の構成は、文明と主権の双方に抑制をもたらすことにはなるが、同時にブリテンとインドの間には習俗の差異を認め、ヨーロッパ諸国間には認めないヨーロッパ中心主義的な文明の偏りを帯びる（p.287）。

文章表現に難解な部分もあり評者が十分に読み取れていない可能性もあるが、バークの議論の複雑性や多層性について、その構造に踏み込んで分析し、その内的不整合や偏りもろともその構造を明らかにする本章のアプローチは非常に重要であるように思われる。他の章でも指摘される多様な要素を取り込んだバークの議論の豊穡さは、彼が現実の利害と立場に基づいて発言せざるをえない政治家であることも相まって、諸要素の相互対照を欠いた機会主義的なマルチスタンダードに陥る可能性もないとは言えないように思われるからである。特に本章では、ヨーロッパ共通の古来の国制や文明化の枠組みの言説の背後に、革命フランスを反文明の側に押しやるためのヨーロッパ地域内の差異の意図的な消去が見えること、またこれと関わってインド人民への共感と人道的統治の訴えが公論の共感の限界、さらには「イングランド法の偏狭な特殊性」によってその有効性を限界づけられていることが示される（pp.284-5）。そのように見ればバークにおける古来の国制の実際は、ヨーロッパやブリテン帝国において矛盾なく共有される文明の基盤とは言い難く、習俗の差異と共感の限界による軋みを、そして何よりイングランド中心の支配秩序による断絶を含むものと見なしうるし、バーク自身がそう意識していた可能性は常に検討される必要があるように思われる。

こうしたアプローチや、その先に見えるバークの議論の複合性とその不整合や偏りについて、桑島による第4・5章はさらに示唆を与える。第4章は、バーク美学論の基本的な枠組みを美と崇高の混淆のうちに見る。美が当時の視覚中心主義に沿って定義されるのに対し、崇高は「苦」を起点とし、その「苦」の除去を通じた痛苦反転のうちに見出される（pp.94-109）。ここにはバーク美学論の精緻な複合性が示されており、政界進出以降のバークの複合性をもこうした「美学の語法」で読み直そうという桑島の問題提起は非常に説得的に思える（ただし評者の憶断を含むが、こうした美学の語法の複合性や逆説性には、角田が描き出したような極めて現実政治的な軋みは、いまだ見られないようにも思われる）。

続く第5章は、この痛苦反転の崇高の美学が文明と野蛮の価値反転をも導きうると指摘した上で、その根源としてのバークのアイリッシュ・コネクションを探求する（pp.113-4）。本章は母方ネーグル族とのつながりを中心に、バークとゲーリック・カトリック世界との接触を明らかにする（pp.117-27）。さらに屈指のローマン・カトリックで伝統色・地域色の強い母方ネーグル家と、恐らくは便宜的改宗者で法律家として名を成した父リチャードに見られるような近代的・実務家的なバーク家の互惠的な結合が、社会的文化的なハイブリッド

としてのバークを産んだとする興味深い示唆が提示される（pp.114、126-9）。本章の結びでは、東インド会社の横暴を糾弾し、アイルランドとインドの民に、イングランド人と同等の文明化への資質を認める「やさしく温か」い眼差しを向けるバークのうちに、こうしたアイリッシュネスに由来する感性が見て取られる（pp.132-3）。

しかし先に見た文明の偏りの視点からすれば、上の結びは、むしろ文明化のための支配を正当化する文明と野蛮の図式そのものを指し示すようにも思われる。また文明と支配秩序の連関の視点からは、上の議論でバークが念頭に置いているのが愛印それぞれの等質的な人民全体であるのか、それともそれぞれの古来の国制における伝統的な支配者層なのかという点も気にかかる。もしバークが実際には後者を擁護していたのであれば、他の章でも言及される彼の弱者への眼差しとアイルランド古来の支配層との、そしてそれを実質的に代表するとも見なされうるバーク自身の立場との関連性も論点となるだろう。

バークの「全体像」とは：2・7・8・10章における古来の国制と文明社会

以上の内容を意識しつつ、次に文明化を追求する思想家としてのバーク像との関連で、2・7・8・10章および補論の内容について考察したい。まずバークにおける古来の国制と文明社会の連関を最も包括的に描いた第10章の内容を見てみよう。本章は、古来の国制が文明化をもたらすヨーロッパ共通の秩序原理であること（p.249）、イングランドの古来の国制が「古来性への強い偏愛」を基盤とし、相続の原理に基づいて継承されてきたこと（pp.251-2）、その国制の卓越性は矛盾する諸部分に調和をもたらす「時効の原理」にあること（pp.253-5）、イングランドを含む諸国の国制はそれ自体が原始契約であり、それが神的秩序にも通じる永遠の社会の「大原初契約」の一部をなすこと（pp.259-60）、この永遠の社会の相の下、国家はあらゆる「徳」に関して現在・過去・未来を生きる者たちとの間の「協働」となり、その古来の秩序の下で、統合されたネーションあるいは「市民社会／文明社会としての国家」が現出しうること（pp.261-4）が論じられる。なおここでのネーションは閉じたものではなく、その祖国愛は家族への愛を人類愛へと媒介するものとして描かれる（p.265）。

これは、多様な要素を含むバークの古来の国制／文明論を首尾一貫した構図の元に包括した、本書のバーク像を支えるヴィジョンであり、評者も多くを学ぶことができた。しかし前節で見たバークの問題群は、このヴィジョンに対していくつかの点で議論を開くものであるように、評者には思われる。たとえばこのヴィジョンでは、イングランドの古来の国制からヨーロッパ共通の国制、さらには永遠の社会の原初契約を構成する諸々の古来の国制まで議論が円滑に拡張されて行く。しかし、ブリテン国家と帝国統治における複合性とイングランド中心の秩序化の問題、また相争うヨーロッパ諸国の間の（消去された）習俗の差異などの

視点から見れば、このヴィジョンの内的な整合性や、個別具体的な歴史状況との対応についてはさらに議論がなされうるだろう。

この問題は、「古来の国制」概念のバークにおける伸縮性の問題として、第2章の議論にも関連するように思われる。そこで描かれるバークは、アメリカ植民地に対しては古来の国制への復帰（この場合は、課税をグラント方式に復帰させること）を主張し、名誉革命は古来の国制の修復と見なして擁護、フランス革命は古来性からの逸脱と見なして批判する（pp.42-65）。こうしてバークは古来の国制護持の一点で一貫しているものと描かれるが、だとすれば古来の国制概念そのもののバークにおける伸縮性という問題も併せて検討されることが望まれる。

もしも仮に古来の国制が内容的には伸縮しつつ、文明社会の幅広い基盤として擁護されるようであれば、再びそれは文明化の論理の元での非対称な現支配秩序への服従の要請へとつながりかねない。第Ⅲ部の経済思想編との関連でこの点を検討してみよう。第7章は、バークを「自由市場論者」ではなくせいぜい「帝国内自由貿易論者」とであると論じ、さらに進んでレッセフェールではなく様々な形での「制度」（キリスト教、騎士道精神、教会制度、貴族制度、そして古来の国制）に適合した経済のあり方を尊重する論者と解釈している（pp.168-87）。こうしたそれぞれの地域の古来の国制こそが商業の発展をもたらすものであり、最も自由市場論者的に見える『不足論』での国家介入批判でさえ、農業者と労働者の間での慣習による利害の必然的一致を信頼した制度の経済思想の主張であると論じられる（pp.171、179-80、182-3）。

こうした古来の制度と商業社会の調和のロジックは、たとえばヒュームの商業社会論との対比において興味深い。ヒュームにおいて、奢侈への欲望が勤労を高めて技芸と知識の洗練をもたらす商業社会の発展は、ノルマン征服以降のゴシック国制の無秩序とは深刻な不整合を含むものであり、当初は君主に、やがては庶民院に国制上のバランスをもたらすことで法の支配を向上させて行くものだった。商業社会は、古来の国制とは独立に発展し、古来の国制そのものを改変する原理でもある。これに対してバークにおいては、商業の発展は古来の制度によって可能となるものであり、またそのように論じられることを通じて、古来の制度を（その社会的・政治的支配秩序とともに）維持し強化するよう方向づけられているようにも思われる。

バークの公信用論を検討した第8章も、財産の原理に適合した自由市場こそが商業の繁栄をもたらすという認識を示した上で、「その商業の繁栄によって民衆の生活水準が実際に向上していることが名誉革命体制の社会的正当性を担保している」と論じると同時に（p.208）、そうした社会の税負担の問題に関わって「誰が富者であるかの判断と、さらには富者の財産

の使用方法を貧者が決定することになる」ことを危惧するバークの認識を指摘している（p.206）。ここにも、商業社会のエネルギーを、古来の支配秩序へと結合する議論の構図が垣間見えるのではないだろうか。

古来の国制と商業発展の間の結合は、続く補論においても重要なモチーフとなっている。補論では、アイルランド貿易制限撤廃問題をめぐるバークの議論に関して、ブリテンの自由貿易帝国へのアイルランドの組み込みが「ブリテンの国制の中に招き入れるということの意味した」こと、これは「恵み深く仁慈に満ちた贈り物」として与えられるべき「恵沢」だったこと、バークは、その恵沢によりアイルランドが「一方的に従属した貧しい下位国家から脱して帝国内で栄誉ある地位を占める国家へとなるように祈念し」たことが語られる（pp.218-20）。イングランド中心の非対称的な帝国秩序への参入が「恵沢」であり、その支配下での勤労が栄誉なのだとしたら、これも帝国統治の次元において商業発展のエネルギーを既存の支配秩序の推進力へと取り込むレトリックであるようにも思われる。

さらに幅広い考察へ：3・6・9章の議論の可能性

最後に、本書全体の文明化の構図とは相対的に独立した主題を扱う第3・6・9章について、それぞれに豊富な内容を含む章ではあるが、この書評の視点の設定と紙幅の制約から、ごく手短なコメントを行いたい。

第3章は、バークの膨大なインド論の全体像とその通時的変化を、政治史の動向との連関の中で解き明かそうとする重要な試みで、本書各章でも利用されているインド論の全体的な構造の解明の端緒となる点で非常に意義深い。しかし「予備的考察」（p.72）と位置付けられているように、3つの時期に区分され3つの次元を持つものと捉えられたインド論の、その通時的変化の要因や全体的な意味づけについては議論が留保されており、今後さらに踏み込んだ解明が期待される。

バークの歴史叙述のあり方を問う第6章も、歴史に関わるバークの多数のテキストが新たに掘り下げられた点で非常に重要だが、それらテキスト総体の分析、また他のテキストとの比較などは、本章の限られた紙幅の中では、いまだ明確な像を結んでいないように思われる（公平な歴史の重要性に関するバークの強調も、むしろ当時党派的な歴史家さえ口にする常套句であったように思われる）。また、レトリカルで伸縮性に富んだもののように見える後年のバークの古来の国制論が、何らかの歴史的に突き詰められた核心を持つものなのか、ノルマン征服などによる国制の変革・断絶を認めない種類の古来の国制論に対する初期バークの批判も含めて（p.152）、より大きな研究の中での解明を期待したい（なおこれについては、佐藤の単著、*Edmund Burke as Historian: War, Order and Civilisation*（Palgrave

Macmillan, 2018) が参照されるべきだろう)。

第9章に関しては、社会契約論とバーク思想を肯定的に関連づける議論の傍証として、バークがウィッグの一員でありウィッグの思想は契約論であるという理解が一度ならず現れるが(pp.225、234、244)、この点については議論がありうると思われる。ディキンスンやポーコックの研究など(p.292)、ウィッグにおける契約論の位置づけについては異なる理解もありうるからである。

おわりに：本書の探求の現段階での成否と今後について

以上、本書の内容から評者にとって示唆的な部分に着目し、各章で提示された知見相互の連関や議論の可能性について検討してきたが、これらを踏まえて本書全体のプロジェクトの現段階での成否はどのように判断できるだろうか。

まず異論のない点として、「保守主義の父」バークというイメージは大きく相対化されたと言えるだろう。これについては第1章の議論が、このイメージの歴史的形成過程の検証を通じて、保守主義をどう捉えるかに関わらず有効な相対化の視点を提示している。また「問題群としてのバーク」の提示にも、本書は高度に成功している。文明と野蛮、支配と被支配、ヨーロッパと非ヨーロッパ、古来の国制と商業発展——現代に至るまでさらに混迷を深める諸問題に対するバークの知的・実践的格闘の足跡を、間違いなく本書は広く深く描き出している。

しかし評者の理解する限り、本書は、現段階では、バークの「等身大」の「全体像」を描き出したとは言いがたい。古来の国制と文明化をめぐる本書のバークの「全体像」は、本書の各章が提示する知見の間での議論と創造的な相互批判を待っている段階であるように、評者には思われるからである。たとえば本書の全体像において切れ目なく結合された、イングランドからヨーロッパとブリテン帝国へ拡張される古来の国制、そこに展開する文明化、そしてイングランド中心の支配秩序と商業発展のエネルギーは、相互に不整合を含んでいないか、周縁や外部に対する偏りと暴力を含んでいないか。この点は、本書に参加した執筆者の間の議論を通じて、今後深められて行かなければならないだろう。本書が提示する文明社会の思想家としてのバーク像は、その意味で、今後さらに議論されるべき論点を多く含んでいる。そもそも第1章で提示されたポリフォニックな思想史理解の重要性が、バークの等身大の全体像を目指す序章の方向性との間で緊張関係を持つことも、改めて指摘されるべきだろう。

なお、学部学生を含む読者へのガイドブックであろうとする本書の野心的な目標に関して言えば、以上に述べた点の他に、本書の内容がかなり自覚的な選択を含み、また専門的に非常に高度な内容を含んでいる点で、学部学生が読んで理解しうるガイドブックとしては難し

い点が残る。何より本書がバークの生涯や彼の著作の広がりについて概略なりとも示す章を欠いているという点は、ガイドブックとしては読者に困難を残すのではないだろうか。

しかしこれらは、ネガティブな評価を意図した論評ではない。むしろこのことは、本書がガイドブックにはとどまりえず、そして現在において一つの全体像に収束するにはあまりにも豊穡な問題群を含むという、本書の可能性を意味している。上に述べた、大部分ははまだ検討されていない本書内部の緊張関係をこそ、説得的な全体像に至る糸口として、今後も議論が継続されるべきだろう。多数の研究者が集まって研究会を組織して一書を編むことの、それが意義であるように、評者には思われる。